

平成27年第1回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成27年3月5日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成27年3月5日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君      | 2番 主 枝 幸 子 君 |
| 3番 奥 村 富士雄 君      | 4番 柚 木 喬 君   |
| 5番 瀧 野 純 敏 君      | 7番 出 下 孝 君   |
| 8番 姫 宮 五 鈴 君      | 9番 折 出 直 幸 君 |
| 10番 大 田 直 樹 君     | 11番 中 雅 洋 君  |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |              |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 河本 和彦 君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (4) 後期高齢者広域連合議会報告
- (5) 産業文教委員会報告
- (6) 議会広報調査特別委員会報告
- (7) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (8) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|       |        |                                           |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 「会議録署名議員の指名」                              |
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                                   |
| 日程第3  | 議案第1号  | 「町道起点・終点の変更について」                          |
| 日程第4  | 議案第2号  | 「坂町きらり・さかなぎさ公園施設管理基金条例の制定について」            |
| 日程第5  | 議案第3号  | 「平成26年度坂町一般会計補正予算（第5号）」                   |
| 日程第6  | 議案第4号  | 「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」           |
| 日程第7  | 議案第5号  | 「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」              |
| 日程第8  | 議案第6号  | 「平成26年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」             |
| 日程第9  | 議案第7号  | 「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」            |
| 日程第10 |        | 「平成27年度町長施政方針」                            |
| 日程第11 |        | 「平成27年度教育行政方針」                            |
| 日程第12 |        | 「一般質問」                                    |
| 日程第13 | 議案第8号  | 「坂町行政手続条例の一部改正について」                       |
| 日程第14 | 議案第9号  | 「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について」     |
| 日程第15 | 議案第10号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                    |
| 日程第16 | 議案第11号 | 「教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」 |
| 日程第17 | 議案第12号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につ         |

|       |        |                                                                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |        | いて」                                                                                         |
| 日程第18 | 議案第13号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」                                                     |
| 日程第19 | 議案第14号 | 「坂町職員定数条例の一部改正について」                                                                         |
| 日程第20 | 議案第15号 | 「坂町表彰条例の一部改正について」                                                                           |
| 日程第21 | 議案第16号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                                                                         |
| 日程第22 | 議案第17号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」                                           |
| 日程第23 | 議案第18号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第24 | 議案第19号 | 「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」                |
| 日程第25 | 議案第20号 | 「坂町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」                                                                |
| 日程第26 | 議案第21号 | 「坂町保育所条例の廃止について」                                                                            |
| 日程第27 | 議案第22号 | 「坂町保育所使用料条例の廃止について」                                                                         |
| 日程第28 | 議案第23号 | 「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」                                                              |

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第29 | 議案第24号 | 「財産の無償譲渡について」            |
| 日程第30 | 発議第1号  | 「坂町議会委員会条例の一部改正について」     |
| 日程第31 | 議案第25号 | 「平成27年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第32 | 議案第26号 | 「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第33 | 議案第27号 | 「平成27年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第34 | 議案第28号 | 「平成27年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第35 | 議案第29号 | 「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席してください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。平成27年第1回定例会議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会3月議会は町執行方針等をもとに、新年度予算案を審議する重要な会議であります。議員各位の活発な討議が展開されますとともに、本定例会の議事運営に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本定例会が閉会いたしますと、統一地方選挙が間近になってまいります。何かとお忙しい中ではありますが、議員各位におかれましては体調には十分気をつけられ、それぞれの目標に向かって頑張ってくださいと思います。

ただいまの出席議員は11名であります。

それでは会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時04分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成27年第1回坂町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、平成27年度予算を初め、29件の案件について御審議をお願いいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきますたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る2月19日、KKRホテル広島において、平成26年度自治功労者等表彰式並

びに広島県町議会議員研修会が開催され、坂町議会から10名が出席いたしました。

自治功労者全国表彰では、町議会議員として15年以上の在職として私と姫宮議員が、また、県議会広報コンクールでは、広報、写真両部門で特選の表彰を受けました。

午後からは全国町村議会議長会議事調査部長、三宅達也氏による町村議会を取り巻く諸情報、町村議会の現状と取り組み、議会に係る制度改正と題して、議会活動における身近な諸問題、今後の課題についての講演を受けました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告、報告3 議会基本条例推進特別委員会報告、報告4 後期高齢者広域連合議会報告を続けて行います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） まず、総務厚生委員会の活動報告をいたします。

坂町福祉協議会の視察研修を2月13日に行いました。安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、地域福祉推進事業、介護保険事業、ボランティア事業等、さまざまな福祉活動を町内各地域や各種福祉団体等と連携し、うまく運営されておりました。

また、協議の中ではふれあいサロンの充実に関して、一つ、現在、12地区で実施されているふれあいサロンを、町内全16地区で実施されるよう働きかけをします。

一つ、町内各地域にいつでも気楽に集まり触れ合いができるサロンの設置などを、今後、検討していただくよう要望いたしました。

次に、9月定例会で経過報告いたしました。議員政策提案活動について報告いたします。

町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準について定め、議会及び議員が町民からさらなる信頼を得る基盤をつくり、町政の発展に寄与することを目的に、議員政治倫理条例の素案づくりを引き続き行ってまいりました。延べ11回の協議を重ね、13条からなる条例の素案を作成いたしました。

終わりに、本年度計画いたしました5件を全て実施することができました。昨年5月の所管事務調査を初め、7月には安芸クリーンセンターを研修し、11月には埼玉県和光市の地域包括ケアシステムを行政視察研修し、ただいま報告しました坂町社会福祉協議会と議員提案政策条例の立案等を実施してまいりました。これらの活動を通じ、多くのことを学びました。御協力をいただきました多くの関係者に謝意を申し上げ

げ、報告を終わります。

続いて、議会基本条例推進特別委員会の報告をいたします。

去る2月20日に、宮城県加美町議会の議長、議会運営委員8人と事務局2人の計10人が坂町議会基本条例の運用状況について研修に来町されました。

坂町議会からは川本議長、中副議長、瀧野産業文教委員長、出下議会基本条例推進特別委員長が対応いたしました。

まず、議会運営の概要、議会基本条例及び議会基本条例推進特別委員会の活動経緯などの説明の後、質疑、意見交換を行い、約2時間の研修を終了いたしました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の報告を終わります。

続きまして、広島県後期高齢者医療広域連合議会報告をいたします。

平成27年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告します。

去る2月2日、13時から、広島市のKKRホテル広島で全員協議会に引き続いて本会議が開会されました。

全員協議会では、広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選任について指名推選に同意し、承認をいたしました。

本会議では、人事案件の監査委員の選任については加賀美和正氏を選出し、承認をいたしました。

次に、法改正に伴う行政手続条例及び個人情報保護条例等の一部改正5件を可決いたしました。

次に、平成26年度一般会計補正予算（第2号）は、後期高齢者医療繰出金1,643万円の減額に伴い、歳入歳出の総額を10億3,911万円とする。また、特別会計補正予算（第2号）は、通信運搬費、委託料などの総務一般事務費2,904万円や、健康増進補助事業5千万円減額等に伴い、歳入歳出の予算の総額を3,903億9,666万円とするもので、いずれも原案どおり可決されました。

次に、平成27年度後期高齢者医療一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ11億29万円、前年度比4.2%増、また、特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,009億9,752万円、前年度比4.8%増を原案どおり可決し、閉会をいたしました。

以上で報告を終わります。

なお、関連資料は議会事務局に保管してありますので、参考に供してください。

○議長（川本英輔議員） 報告5 産業文教委員会報告を行います。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 産業文教委員会報告をいたします。

委員会最終年度に当たり、平成27年1月30日、平成26年度2度目の所管事務調査を行いました。産業建設課、都市計画課、学校教育課、生涯学習課の4課から所管事務について、26年度の事業の進捗状況、実施結果、懸案事項や、来年度以降の事業展開など詳細な説明を受けました。

その結果、どの事業も適切に管理されていることが見受けられましたが、県道の進捗状況については不透明感が見られました。また、改善が必要な事項については、要望、提案を行い、委員会を終了いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 議会広報調査特別委員会報告を行います。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 議会広報調査特別委員会から報告を行います。

12月定例会以降の活動でございますが、1月1日発行の議会だより編集のための委員会を8日間開催し、議会だより126号を発行いたしました。

次に、1月15日には、佐賀県神埼市議会の議会広報編集特別委員会の皆様が来町され、有意義な意見交換、広報研修をさせていただきました。

また、今後の活動予定といたしましては、3月定例会終了後、4月1日発行の議会だより127号編集に向けての委員会を8日間程度開催する予定といたしております。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 府中・坂地区水道整備協議会報告、報告8 監査委員報告を続けて行います。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） それでは、府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

平成26年度第2回府中・坂地区水道整備協議会が平成27年2月3日、広島市水道局基町庁舎にて開催されました。坂町から吉田町長、西谷産業建設課長、私、中の3人が出席いたしました。

初めに、平成27年度広島市水道事業会計予算案の概要が説明され、坂町の負担金

予定額の内訳として、1、消火栓負担金211万1千円、2、水源開発繰入金140万8千円、3、温井ダム建設負担金93万8千円、4、安全対策事業14万8千円、5、下水道徴収業務受託収入1,094万円で、合計1,554万5千円であります。

次に、広島市水道事業中期経営計画の概要の説明があり、坂町での施設更新及び改良につきましては、配水管改良工事など8件の計画について説明があり、会議が終了いたしました。

なお、詳細につきましては事務局に提出してありますので、参考にしてください。

引き続き、坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成26年12月分を12月17日、平成27年1月分を1月20日、平成27年2月分を2月23日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第2項に基づく定例監査を平成26年11月10日から11月28日まで実施し、平成26年4月1日から9月30日までの一般会計並びに各特別会計予算の執行状況について審査いたしました。

監査の結果につきましては、12月17日、町長及び議長に定例監査報告書を提出いたしました。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る1月21日、東京都の自民党本部において、港湾議員連盟総会が開催され、私が出席をいたしました。

総会では、国土交通大臣政務官も出席された中、国の平成27年度港湾関係予算及び税制改正について説明がありました。

その後、今後の港湾関連事業等の重要性について意見交換をいたしました。

次に、広島県町村会町長会議について御報告をいたします。

去る2月17日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、平成27年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、平成27年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認されました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では、坂町職員から広島県町村会表彰勤続25年以上として、民生課主任保育士の柳楽薫さんが受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告を行います。

齋藤副町長。

○副町長（齋藤哲也君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

平成26年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が平成26年12月18日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに山根会計管理者と私が出席をいたしました。

当日は8件の案件が提出されました。

まず、報告第1号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加」につきまして、平成26年4月1日から竹原市の非常勤職員に係る公務災害補償事務等を広島県市町総合事務組合において共同処理するため、組合規約を変更することについて専決処分をした報告がございました。

次に、議案第5号「監査委員の選任」につきましては、安芸地区衛生施設管理組合規約第11条第2項の規定により組合議会の選任同意を求めるもので、府中町に在住する中井元伸氏が全会一致で同意されました。

次に、議案第6号は、安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例の一部改正につきまして専決処分の承認を求めるもので、全会一致で承認されました。

改正の内容は、広島法務局による重複地番解消作業の実施により、平成26年10月1日から安芸地区衛生施設管理組合の所在地番が変わることに伴い、関係条文を改正するものでございます。

次に、議案第7号は職員の給与に関する条例の一部改正につきまして専決処分の承認を求めるもので、全会一致で承認されました。

改正の内容は、平成26年8月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠した若年層に重点を置いた給与表の引き上げ、勤勉手当及び通勤手当を引き上げるもので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第8号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定」につきましては、国家公務員退職手当法の一部が改正され、新たに早期退職募集制度が導入されたことに伴い、組合においても国に準じて制度を導入するため必要な手続を定めるもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第9号「平成25年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定」につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

まず、平成25年度一般会計の決算額は、歳入総額5億4,065万7,294円、歳出総額5億1,202万9,006円、歳入歳出差引額は2,862万8,288円となっております。

また、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額11億8,362万7,597円、歳出総額11億2,995万978円、歳入歳出差引額は5,367万6,619円となっております。

これら各会計の平成25年度決算の確定による繰越金の計上等により、各会計の補正予算案が上程されております。

議案第10号「平成26年度一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ1,432万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,577万5千円とするものでございます。

また、議案第11号「平成26年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ1,084万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億2,313万7千円とするものでございます。

この2件の補正予算案につきまして、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、平成27年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が平成27年2月24日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに山根会計管理者と私が出席をいたしました。

当日は5件の案件が提出されました。

まず、議案第1号「職員の給与の支給に関する条例の一部改正」につきましては、人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠した給与制度の総合的見直しによるもので、地域間及び世代間の給与配分の見直しの観点から、平成27年4月1日から給与表の引き下げを行うことが主なものでございます。

次に、議案第2号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正」につきましては、国家公務員の早期退職に係る法律が改正されたことに伴い、条文中の重複表現を改めるなど文言の整理を行うものでございます。

次に、議案第3号「組合経費の関係市町の負担金の負担方法」につきましては、安芸地区衛生施設管理組規約第12条第3項の規定に基づき、毎年度、関係市町の負担金の負担方法を定めるものでございます。

議案第4号「平成27年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,514万1千円と定めるもので、対前年比3,630万5千円、率にして6.2%の減となっております。

議案第5号「平成27年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算」につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ19億8,658万8千円と定めるもので、対前年度比7億7,429万1千円、率にして63.9%の増となっております。

これらの案件につきましてはいずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、5番瀧野純敏議員、7番出下孝議員、8番姫宮五鈴議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの8日間に決定しました。

日程第3 議案第1号「町道起点・終点の変更について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第1号「町道起点・終点の変更について」御説明を申し上げます。

このたび、坂東1丁目地内における道路整備に伴い、丸林2号線の終点を変更するものでございます。位置につきましては別紙参考資料のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） この道路、何かの利用価値があつてやるんですか。それとも、まず聞きたいのが、これ、2.3から3.2、これには私ら2年前から携わっておる、この問題に。これで、そのときは90センチ、要するに3尺しかとらんと、地権者に対して。地権者は出してもいい言うのに、3尺しかとりませんと。はっきり私もそのときに撮った写真、現在、撮った写真あるんですが、どこまで本当に2.3が今度は全部なるのかどうか。それならわかるんです。一番上に、今度、新しい農道をつくっておりますから、それまで続くのはありがたいことではあるんじやが、それまでの経緯がどうも腑に落ちないのでちょっと聞きたいんで、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現地につきましては、実際、町道から農道がずっと上へ続いている状況でございます。以前、そういう要望があつたときには、現在、構図上の農道が個人の敷地を通っておるというような構図と現状の利用道路が違うというようなお話がございました。これにつきましては、地権者等の経緯がよくわからないようなところもありまして、その当時はそのままにしておりましたが、その後、上からの水が流れてきたりするという事の中で、下流の宅地に水が入ったり、非常に困るとるというようなことと、地域の要望及び地権者の方が現状のそういう雨水の問題を解決するために、自分のところを寄附をするから整備をしてもらいたいというよう

なことで、今回、90センチから15メートルでございますが、寄附をいただいたところを2.5メートルに拡幅し、整備したものでございます。そういう流れの中で、道路台帳を整理するため、今回、町道の終点を変更するために議案を提出しているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これはだから地権者との承諾はもうできとるんですね。この道を考えにゃいけんのどうしてかいうたらですね。あの上に小さなため池があるんですよ。それで雨が降らんでもどンドン水が湧いてきよる。だから畑の中を流れて、あそこ、前回、おとしに私が頼みに行ったときに、真ん中に流れて、下の2件が水浸しになるんで頼んだわけよね。ほいじゃけん、その承諾さえ出とりゃ、そらあっこもできるならいい。

それで、その中でもう一つ言いますが、一番下から左に曲がりますよね。車が上がれんのですよね。4WDなら上がる。どうしてかいうたら、ここも写真撮っとるので、通常の道路が左に急斜地を曲がる時は、右側が上がりんと回れんのだよ。左に回るときには、左が上がりんと、スリップして上がれんのです。これを見てもわかるように、確実に右側が下がると、真ん中の半径を。だからここは上がるように、今でもあの人らは苦勞しとるんですよ。でも雨降りなんかは全く押してもらわんと上がれん状態です。これを町道をこれだけ延長するんであれば、そのときに費用を出してでも、この下のここだけでも水どめやるんですよ。そうじゃなくて、カーブを上げてあげて、救急車、救急でも、要するに墓へ行く際に、それまで考えてやらにゃ、同じつくって、何のことはならんけんひとつその辺を検討してもらおうように、これだけ延ばすんであれば、考えてみてください。そうせんと、ここは本当に普通の素人だったら上がれません。その辺をひとつどうするのか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今の現状の道路のふぐあいということと思います。これにつきましては現地を確認しまして、改善できるものは改善するような検討はさせていただきますと思います。

○5番（瀧野純敏議員） ほいじゃ、後ほど、渡しておくからいいです。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「町道起点・終点の変更について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第2号「坂町きらり・さかなぎさ公園施設管理基金条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第2号「坂町きらり・さかなぎさ公園施設管理基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

平成ヶ浜にありますきらり・さかなぎさ公園は、昨年4月に開園して以来、11ヶ月が経過をし、多くの来園者でにぎわっております。町内外から自家用車を利用しての来園者が多く、これに伴い駐車場収入が当初の予測より増額となっております。

このような状況の中で、駐車場料金は公園利用者が公園管理費用の一部として負担していることから、駐車場収入の余剰金につきましては基金に積み立てを行い、将来、予測されます公園施設の大規模修繕等の費用に充てるため、この基金を設置をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号「坂町きらり・さかなぎさ公園施設管理基金条例の制定について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第3号「平成26年度坂町一般会計補正予算(第5号)」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第3号「平成26年度坂町一般会計補正予算(第5号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策及び各事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額に1億9,407万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億5,493万3千円といたすものでございます。

8ページの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、地方債補正は事業の執行見込みに基づき限度額の変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で13ページの町税、町民税、固定資産税及び町たばこ税では、それぞれの収入見込みを試算計上いたしました。

地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上をいたし、地方交付税では普通交付税及び特別交付税をそれぞれ計上をいたしました。

16ページの分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより試算計上をいたしました。

17ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、地域の消費喚起や地方創生を先行するために創設をされた地域住民生活等緊急支援交付金3,627万5千円を計上をいたし、また、それぞれの事業の執行見込みに基づき試算計上をいたしました。

21ページの財産収入では、町有地の貸し付け及び売却による収入金を追加計上いたしました。

23ページの町債では、各事業の執行見込みによる減額をそれぞれ計上をいたしました。

次に、歳出で25ページの総務費、財政管理費では、大規模事業基金積立金及びきらり・さかなぎさ公園施設管理基金積立金を追加計上いたし、企画費では、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る費用をそれぞれ計上をいたしました。

29ページからの民生費、老人福祉費では、小規模特別養護老人ホーム整備事業5,800万円を計上いたし、国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金6,995万7千を計上いたしました。

32ページからの児童福祉費では、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した子ども・子育て支援事業に係る経費をそれぞれ計上いたし、37ページの商工費では、商品券発行事業補助金を計上いたしました。

38ページの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業の執行見込みに基づきそれぞれ計上をいたしました。

39ページの都市計画総務費では、小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務を計上いたし、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金1,013万8千円を追加計上いたしました。

43ページの公債費では、町債償還利子を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっと39ページの小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務、これ、360万円で一応委託するようになっておるんですが、詳細としては人口増を目指すためというような感じみたいですが、もう少しこれ、どの辺をどんな感じでどの程度までいうのを計画しようとしておるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

小屋浦地区の都市再生でございますけども、坂町小屋浦地区にあります町有地と雇用促進住宅が建っております区域について、一体的に再生計画を行って人口増を図る予定でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） これ、全体的に坂町全般見たときに、坂、本郷地区のほうは都市再生のまちづくり計画があると。小屋浦地区を今度やると。バランス的に横浜地区も同じこのレベルのものが、今回、ちょうど地方創生先行型ということでこういったものを計画されたということですが、横浜地区は離岸堤を先にやったから、今回は後にしてというような格好なんではないかな。どうもバランス的に、この時期でやれほれできることじゃないから、このタイミングで同じように横浜地区もこういうのをちょっと委託して計画しとけばいいんじゃないかな思ったんですが、優先順位的なものもあるんだろうと思うんですが、その辺はどのように考えてこちらを優先されたのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

先ほど、副議長申されたように、横浜地区につきましては離岸堤も3基完成しておりますして、横浜ポンプ場の増設ポンプも完成するというので、安全・安心なまちづくりの基盤はできたかなということで、今回は小屋浦地区につきましては、人口減少に

歯どめをかけるために、そういった構想を策定するものでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） できるだけちょっとおくれないうつ同じようにやってほしいと、これはまた次のときに。

それと、今回、地方創生先行型のトータルで3千万円余りだったんですかね。これの、要は国からこういった補助が出るというのは、一律で出たのか、人口割で出たのか、それともこういった具体策を提案したものに対して出たのか、その辺の経緯をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 地域住民生活等緊急支援のための交付金について御説明させていただきます。

これは地方創生に伴う先行的に行われる事業につきまして、地方創生先行型と地域消費喚起生活支援型ということで2種類の交付金が交付されたものでございます。

交付金の積算でございますが、これは国からいろいろ積算の内容もあろうかと思いますが、財政状況、また人口等も当然あろうかと思いますが、国のほうで積算され、坂町の交付金の限度額ということで、地方創生先行型が2,072万4千円、地域消費喚起生活支援型で坂町の限度額が1,555万1千円となっております。これが限度額ということで、これに基づき、坂町さん、何をされますかということで計画を出してくださいというものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 8ページの繰越明許費についてお尋ねします。

ここの中に、民生費で小規模特別養護老人ホーム整備事業というのが1億5,800万円繰越明許になつとるんですが、これ、非常に首を長くして待っておられる人がたくさんおられると思うんです。そこで、これ、最初の計画とどれぐらいおくれるんかという時期の問題をちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 当初、開設予定が本年4月からの予定でございましたが、工事で地中障害物が出た関係で、その工事が余分にかかり、約3

カ月間から4カ月開設時期がおくれるというふうに、現在、聞いております。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 25ページをお願いします。

財政管理費で大規模事業基金積立金2億2,800万円上がってますが、当初の26年度予算の大規模事業基金の26年度末の見込みが14億8,250万9千円という形になつとるんですけど、9月議会で補正があつて、12月が補正があつてというようなことの部分の今回の補正の部分を含めたら、この26年度末の見込みの14億円がどう変わるんかちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 大規模事業基金の26年度末の見込みでございますが、20億5,249万8千円の見込みとなっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 27ページの商品券の発行について聞かせていただきたいんですけども、今回の発行予算が1億5,500万円ということですけども、説明を受けたところでは、子育て支援部分があるということで、本来ならば1万円が1万2千円のプレミアムということでございますけども、8千円とか9千円というふうに聞いてるわけなんですけども、その子育て部分と、いわゆる一般のプレミアム部分の比率といたしますか、見込みといたしますか、そういったところと、それから商品券発行額の総額、以前のときは5千万円プラス10%で5,500万円だったんですけども、今回はどの程度見込まれるということと、それから事業については商工会に委託されるんかどうかということをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 商品券の発行、広島安芸商工会への補助金としての支出について御説明させていただきます。

まず、商品券の発行を広島安芸商工会へ発行を依頼し、商工会坂支所のほうに補助金として支出を予定いたしております。

まず、商工会への補助金額が1,550万円、これは事務費を含めた費用でございます。その中で、国のほうの施策にもありますように、子育て支援、多子世帯を支援ということで、坂町といたしましては、子供2人世帯に1万2千円分の商品券を9千

円で販売、また、子供3人以上いる世帯につきましては、1万2千円分の商品券を8千円で販売していただきたいという旨を商工会坂支所のほうに伝え、今、協議をしているところでございます。

したがいまして、その子供分が、2月現在ですけれども、760世帯があります。それを計算しますと約250万円になります。したがいまして、1,550万円から約250万円を引いた約1,300万円の中で一般世帯分をやっていただきたい。ですから1,300万円から事務費を引かれた部分が一般世帯に回るということになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今、例えば9千円とか8千円で売るということですよ。以前のときは一人当たり5万円を限度にして売りよったわけなんですけれども、例えば8千円が1万2千円分を、例えば5万円分とすると4万円ですね。4万円が6万円になるのかどうかということであれば、その限度いうんですか、例えば8千円が1万2千円を買えるというのは1セット分なんかということ、そこら辺の限度いうのは決めとるかということ。そうせんと、そっちばっかしいくと、一般のプレミアムが販売額が少なくなるというような気がするんですけども、そこら辺のことはどうなんでしょう。限度いうのは決めとるんかどうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

子育て支援用の商品券でございますが、各世帯1セット限定を想定いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） これらは商工会ということで、商工会の加盟店だけなのか、大型店が坂町内にはあるわけですけど、そこらでも全部使えるんかどうか、そこらあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現在、町内の消費喚起ということでございます。21年度にも実施しましたが、商工会から聞いておりますのは、同じような形で、大型店

も希望があれば、非商工会員でも認める方向というふうに聞いております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 16ページの町営住宅の使用料、これが減額になっというんですけど、理由をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 町営住宅の使用料の減額でございますが、これらは入退去による部分での減額が生じております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これがちょっと努力すれば減るものじゃないんですか。その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この住宅使用料の歳入につきましては、現在、入居されとる方が継続して入られる、及び、空き家の場合には最低の基準の収入を見込んで、空きがない状態での歳入計画を立てております。

ただ、退去があった場合には、どうしても中の施設のやりかえとかいう形で、最低1カ月程度はあくというようにございます。また、入居募集をしてもすぐ入らないようなことがありますので、そういう形で最終的に最終年度で使用料の見込みを立てたときに減額を生じるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 32ページなんですが、3人乗り自転車なんですが、何台購入して、どこに置かれるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蕙江君） 今現在、3人乗り自転車が民生課のほうで取り扱っております、12台ございます。追加の10台につきましては、今、検討中で、調査をしますと、小屋浦の方の貸し出し希望が全くない状態ですので、小屋浦の方の貸し出しができるような形を検討してまいりたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） ぜひとも、小屋浦だったら、小屋浦ふれあいセンターなんか置いていただいたら、利用があるんじゃないかと思えます。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。

○2番（主枝幸子議員） いや、結構です、さっき聞きましたから。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 歳入のほうで18ページをお願いします。

ここの右側の4番目ですけど、保育緊急確保事業、これ、今回、初お目見えじゃないかと思うんですけども、それと同時に、同じ内容が20ページの下から4番目にあるんですか。県の補助金として出されるんですが、これはどういう趣旨の内容で、継続するものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） この補助金の関係につきましては、国が補助制度を変えました。内容は、当初、安心子ども基金事業で県費の事業で全てやっていたものが、制度改正により保育緊急確保事業、国庫と県費に分かれた関係で、国庫分を補正、県費分を修正といたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） いわゆる継続するものですか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） はい。この事業所は保育所に係る事業でございますので、その事業は変わりなく継続いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 21ページをお願いします。

財産収入で、財産貸付収入が2,200万円増額になってますけど、ここらの詳細を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） この土地の賃借料につきましては、坂保育所分が2,050万円入っております。これにつきましては、前回、9月の定例会で補正をさせていただきました保育所整備事業の中に、坂保育所の施設整備補助金といたしまして、今回、坂保育所の土地代が2,050万円ほど補助金が入っております。その関係で、一時、微妙のほうに2,050万円お渡しし、それをお渡しした後、坂のほうに納付

していただくということから、2,050万円の納付がございます。

以上です。

議長、追加をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 本来であれば、坂保育所の地代は年度が128万1千円になっております関係から、その金額を単純に計算しますと16年間分という形になります。一応、使用賃貸借契約が20年としておりますので、残り4年間はこれからどういうふうに納付していただくかは検討するようしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 30ページをお願いします。

30ページの5番目、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業、これは、今回、26年度で新規だったと思うんですけども、補正でマイナス20万円と。これ、ニーズは最初からどのようなニーズがあったんでしょうか、ちょっとその辺の内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業なんですけど、これは、幼少期の子供さんは、障害ではないんですけども耳が少し聞こえにくい方がおられます。その方が補聴器を欲しいと言われたときに補助をするものでございます。対象者はございませんでしたが、一応、申し込みがあったときにということで、一人分を予算確保しておりましたが、該当者が今回なかったの、そのまま減額しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 22ページの一般寄附金でふるさと納税寄附金が20万円あるけど、これは一括なもんですか。それか何人からか、その辺を聞かせてもらえませんか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） ふるさと納税の件数についてお答えをいたします。

これは7件が収入されております。内訳につきましては、それぞれ1万円、2万円、3万円が1件ずつ、1万5千円が3件、10万円が1件ということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） それに対する礼状か何かを出しとるん。よそじゃ、今ごろ、最近、1万円なら何ぼいうのがあるけど、坂町ではどのような方法をとったのか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

御寄附された方につきましては、もちろんお礼状を差し上げております。また、広報さかにつきましても御送付をさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 25ページの防犯対策費なんですが、地域見守り防犯パトロールなどを今までも行われていた事業だと思うんですが、具体的にどういうことをするのかということの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 今も各地区住民福祉協議会の皆様方には、お昼に空き巣ということで見守っていただいたり、また交通安全の場で交通安全の指導員さんと一緒に立っていただいたり、夜もまた回っていただいたりしております。その中で、蛍光色の帽子とチョッキがございます。それが海田の防犯組合というところから時々支給されるんでございますが、長いこと支給がないということで、町のほうからそのチョッキと帽子、また誘導灯、電気のつく赤い棒がございますけど、それと懐中電灯を各地区に五つずつ支給させていただこうということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時12分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。

地域創生ということで、3月の補正で上げさせていただくということでございます。新年度で上げようとしておりましたけども、そのような補助といいますか、交付金が入るといって、前倒しという形をとらせていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 29ページをちょっと見てください。

29ページの中盤にあります介護人材定着支援事業、これ、成果というものと、それからたしか250万円ぐらいの予算で半減したわけですけども、今度、やはり継続する必要がもちろんありますよね。ちょっとその辺の内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） この介護人材定着支援事業につきましては、県の基金事業を活用しまして、町内の介護人材の定着化を図るものがございます。今回の減額につきましては県の交付決定によりまして、一部事業が認められなかった部分につきまして減額を行ったものでございます。

次年度以降の継続につきましては、県の基金事業が今年度で終了ということでございますので、この事業自体は終了させていただきますが、ただ介護人材の確保につきましては、引き続き、介護保険事業のほうで取り組みをさせていただこうと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） これと似たような分で介護人材確保支援事業というのがございますね。それとの絡みいうのをちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

確保事業のほうにつきましては、新たな雇用を生む事業でございます。この定着事業につきましては、現在、もう既に介護の現場に就職している方の離職を防ぐ事業でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第4号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から6,145万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億4,966万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税1,132万9千円の減額は、収入見込みに基づき試算計上をいたしました。

10ページの国庫支出金、国庫負担金1,636万4千円の減額、国庫補助金1,565万9千円の減額、療養給付費交付金5,022万4千円の減額、11ページの県

支出金、県負担金120万8千円の減額、県補助金2,010万4千円の減額、共同事業交付金1,731万8千円の減額は、保険給付費見込み額及び特定健診の実績見込み額から試算計上をいたしました。

12ページの繰入金、一般会計繰入金6,995万7千円の増額は、歳入の見込みに基づき計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、13ページの保険給付費、療養諸費4,030万円の減額、高額療養費1,700万円の減額、出産育児一時金210万円の減額、共同事業拠出金313万9千円の減額、特定健康診査等事業費40万円の減額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上をいたしました。

15ページの諸支出金では、平成26年度の事業実績に基づく国保連合会への返還金148万1千円を計上をいたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 8ページをごらんください。

いわゆる保険給付費はいいことなんですけども、保険給付費が6千万円弱減になっているんです。これはもうええ傾向なんですけども、どのような理由が考えられますか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

一番の主な要因は、国保の被保険者が減ったことによるものでございまして、依然として一人当たりの医療費は高い状況にございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 被保険者が何%減になったんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時19分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） 被保険者数でございますが、平成20年と比較をいたしまして107名の減となっております。率として3%の減となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午前11時35分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第5号「平成26年度坂町下水道事業特別会

計補正予算（第4号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額に178万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,158万2千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして9ページの負担金、下水道事業受益者負担金24万6千円の追加は、今年度賦課分の全額納付により計上をいたしました。

使用料及び手数料、公共下水道使用料1千万円の減額は、下水道使用水量の減量に伴うもので、試算の上、計上をいたしました。

国庫補助金、事業費国庫補助金192万2千円の追加は、下水道補助事業の確定により計上をいたしました。

繰入金、一般会計繰入金1,013万8千円の追加は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。

10ページ、諸収入、水洗便所設備資金貸付金元利収入8万円の追加は、新規の貸し付けにより計上をいたしました。

町債、事業債60万円の減額は、下水道事業の確定により計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、11ページ、事業費、公共下水道整備費、委託料207万8千円の追加は、横浜ポンプ場増設ポンプ設備整備監理業務ほかの確定により計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） ここに横浜ポンプ場増設の監理業務というのが入っとるんですけども、実際に年度末までの完成ということであったんですけども、工事がかなりおくれとるんで、いつごろが完成めどなんかということを知りたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

本工事は年度末を目途に事業を進めておりましたが、入札当初の不調等によりまして約2カ月程度おくれが生じておりまして、5月の末を目途に完成する予定で工事を行っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 9ページをお願いします。

公共下水道使用料のマイナス1千万円、これ、主な要因は何でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

主な要因でございますけども、これは当初予算で試算しておりました使用水量よりも実使用水量が減少したことによるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） その中身を教えてほしいってから聞きよるんです。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 中身につきましては、使用料の推移を見ますと、業務用は昨年とほぼ横ばいでございます。一般家庭の接続件数の伸びはございますけども、各家庭の節水意識の向上等によりまして、使用水量がかなり減っております。そういった各接続家庭の使用水量が減少したことによる使用料の減少でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成26年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4



号)」の件を採決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第6号「平成26年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「平成26年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額に4,381万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億8,743万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、保険料、介護保険料479万1千円の増額は、収入見込みに基づき試算計上をいたしました。

国庫支出金、国庫負担金746万円の増額、国庫補助金22万3千円の増額、10ページの支払基金交付金969万7千円の増額、県支出金、県負担金627万7千円の増額、県補助金51万3千円の増額、11ページの一般会計繰入金511万1千円の増額、基金繰入金974万1千円の増額は、保険給付費などの実績見込み額に基づき試算計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、12ページの総務費、総務管理費81万5千円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修の経費等を計上をいたしました。

13ページの保険給付費、介護サービス等諸費3,470万円の増額、14ページの介護予防サービス等諸費490万円の増額、15ページのその他諸費30万円の減額、特定入所者介護サービス費450万円の増額は、それぞれの実績見込みに基づき

試算計上をいたしました。

地域支援事業費、介護予防事業費 80 万 2 千円の減額は、介護予防事業の実績見込みに基づき試算計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○3 番（奥村富士雄議員） 今の介護予防事業費の地域支援事業、今、実績見込みということだったんですが、減額になつとるということは、当初、予定しとったよりかは事業が行われてない部分があるんじゃないか思うんですが、その辺の事業実施状況はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 今回の減額は、介護予防事業の入札によるものが主なものでございまして、事業を取りやめたということではなくて、その入札減による減額補正になっております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 6 号「平成 26 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第7号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から1万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,598万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、後期高齢者医療保険料20万円の増額は、保険料の収入見込みに基づき計上をいたしました。

繰入金、一般会計繰入金29万5千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上をいたしました。

次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金1万6千円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。  
再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10「平成27年度町長施政方針」を議題といたします。

平成27年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成27年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと思います。

我が坂町は「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

近年特に、各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割はますます重要になっており、町民に身近な生活関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取り組みが期待されているところでございます。

我が国の経済は、安倍政権の経済政策「アベノミクス」により円安、株高が進み、景気回復基調にありますが、地方では景気回復を実感できない状況が続いております。

今日の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収入の低迷が続き、歳出面で

は社会保障関係費が増大していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測されます。

このような状況のもと、本町ではこれまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、厳しい財政状況の中で単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った自主自立の行財政運営と、一層の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町行政改革推進計画の見直しを行い、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めてまいります。

また、行政の公助に頼るだけではなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む共助が重要でもありと考えております。

一方、国においては、昨年、人口減少克服、地方創生という大きな課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、東京への一極集中の歯どめ、地域特性に即した地域課題の解決、若い世代への支援を進めるとしています。

地方の人口減少の克服には、若者がみずからの希望に基づき結婚をし、子供を産み、育てやすい環境をつくるのが大切です。また、地方から大都市への若者の流出に歯どめをかけるため、地域経済を活性化させ、雇用を創出するとともに、若者に魅力ある地域の構築が必要です。みずから生まれた地域で学び、働き、地域を支えるという「地域内循環」ができるまちづくりがまさに「地方創生」であると考えております。このことを踏まえ、今年度は「坂町人口ビジョン」及び「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をいたします。

本町はこれまでに単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され、人口が増加したものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっています。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備

を行ってまいります。

本町の発展のためには、これらの整備が必要不可欠なものと考えておりますが、これらの整備に必要な経費に対しまして財源の確保が十分になされない場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源の確保についても検討していかねばならないと考えております。

今後とも、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちづくりを目指して、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。

また、平成27年4月から法律の一部改正により、教育行政における責任体制の明確化、総合教育会議を設置する等、教育委員会制度の改革に対応してまいります。

平成31年度を目標年次とした坂町第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げていますが、後半を迎える平成27年度はこれまでの取り組みの検証を踏まえ、さらに充実した事業を推進してまいります。計画の推進に当たりましては、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活が地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度におきましては、主として次の諸事業を展開してまいります。

- ・ 広島都市圏東部地区の拠点としての中心的役割を果たす

「平成ヶ浜地区及びその周辺地区の都市機能の充実」

- ・ 地域特性に対応した市街地整備として

「小屋浦地区の都市再生事業の推進」

- ・ 交通ネットワークを形成する

「県道坂小屋浦線の整備」

「都市再生整備計画事業の推進」

「環状線道路事業の推進」

「町内循環バス事業の推進」

- ・ 都市の根幹的施設としての

「公共下水道水洗化率の向上」

「下水道長寿命化計画事業の推進」

- 「雨水浸水対策の推進」
- 「橋梁・トンネル整備事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
 - 「環境美化事業の推進」
- ・災害時の防止・軽減に対応した
 - 「海岸保全施設整備事業の推進」
 - 「森山北漁業基地の防波堤事業の推進」
 - 「土砂災害危険区域等の指定の推進」
- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための
 - 「福祉事務所の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
 - 「健康づくりの推進」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
 - 「第6期介護保険事業計画の推進」
 - 「小規模特別養護老人ホームの整備」
 - 「地域包括ケアシステムの構築」
- ・子育てにやさしい環境整備のための
 - 「子ども・子育て支援事業の実施」
- ・乳幼児保育の充実のための
 - 「保育所民営化の実施」
- ・地域づくり人づくりの核となる
 - 「魅力ある図書館サービスの充実」
 - 「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」
- ・国際化、グローバル化に対応した
 - 「小・中学校英語教育の充実」
 - 「国際理解推進事業の充実」
- ・地域経済の活性化及び快適な住環境の創出のための
 - 「住宅リフォーム補助事業の実施」
- ・観光・レクリエーションの振興のための
 - 「ベイサイドビーチ坂の活用」

このような主要な事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じるより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

1、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら、人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進をいたします。

平成ヶ浜地区及びその周辺におきましては、民間企業、マンション、戸建住宅、大型商業施設などが進出し、広島県警察学校、県警機動隊、町営・県営住宅などの施設も整備されました。

引き続き、町民が豊かな生活を創造できる行政・教育・文化など多様な都市機能が集積した中心拠点としての充実を図ります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少を歯どめすることが喫緊の課題であります。このため、小屋浦1丁目地内にあります町有地と、売却予定の雇用の促進住宅小屋浦宿舎を含めた地域において、地域特性に対応した市街地の都市再生を図り、小屋浦地区の活性化を目指すため、都市再生の計画を立案することといたしております。

本町では近年、大型商業施設の進出が相次ぎ、近隣市町から多くの買い物客が訪れています。また、企業の進出などにより、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしており、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を実施していただくよう、近隣自治体と連携を図りながら関係機関へ働きかけてまいりました。

今後は、広島呉道路の有料期間が平成32年度に終了予定とされている中で、以前実施された広島呉道路の無料化社会実験の結果、渋滞が緩和された実績などにより、4車線化の整備計画が未定であることから、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道拡幅計画を国土交通省に進めていただきます。

県道坂小屋浦線は、坂地区の主要な道路である町道総頭川1号線がJRと平面交差していること、狹隘であること等から、防災上、安全上、交通渋滞などのさまざまな課題を解決するための道路として、平成13年3月に都市計画決定が行われました。

関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、平成ヶ浜から町道総頭川1号線までを1工区として用地買収を進めており、昨年度、町道陰大曲線から坂保育所付近の街路区間で本格的な整備に着手し、約186メートルが完了をいたしております。現在進んでおります。本年度は広島県が1工区を荒神橋付近まで延伸する手続を進めると伺っております。

県道坂小屋浦線は坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行う上でぜひ必要な道路であり、引き続き関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、早期完成を目指し、広島県とともに事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、平成27年度を第2期都市再生整備計画事業の最終年度とし、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保とあわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路などを積極的に推進してまいります。なお、平成28年度以降も第3期都市再生整備計画事業を導入し、残る生活道路の整備を推進してまいります。

地域において身近に利用される生活道路につきましては、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備が必要となっている橋梁や上条トンネルは、補強、改修など必要な対策を実施し、利用者の安全を確保します。

町内道路の一方通行等につきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、人に優しい道づくりを推進してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまで計画的に実施をしており、平成ヶ浜地区内において、坂町内の全ての子供が利用できるきらり・さかなぎさ公園を平成25

年度に整備をいたしました。

昨年度は、公園利用者の要望に応え、新たに時計台及びベンチ3基を設置をいたしております。また、中央公園に擁壁設置、宮崎公園の遊具改修、西側公園に公園灯の整備をいたしました。本年度も引き続き、既存公園の整備改修を実施をいたします。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手をして以来、早期完成を目指し鋭意整備を進めてまいりました。平成16年度には、平成ヶ浜等の開発区域を含め約380haの面整備が完了し、市街化区域面積に対する整備率はおおむね100%となりました。しかしながら、事業開始当初に埋設した汚水函渠は20年以上が経過しており、函渠の老朽化等により今後予想される道路陥没事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、本年度は汚水函渠の長寿命化計画を策定するための調査等を実施をいたします。

なお、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100%を目指し努力をしております。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

雨水排水対策につきましては、近年の地球温暖化等の影響により、短時間集中豪雨の頻度がふえ、高潮時と降雨時が重なったときには、横浜地区においては道路冠水や床上・床下浸水の被害が発生をしていることから、横浜ポンプ場において、昨年度、ポンプ設備の増設、能力の向上に係る実施設計に基づき、直径700ミリのポンプ1基及びそれに関連する機械、電気設備の増設工事を実施をいたし、排水能力の向上を図りました。

2、安心で人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対応する施設整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進をいたします。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備をし、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者を初め交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行いたしており、多くの町民の方々に利用していただいております。

平成16年度は2台目のバスを購入し、小屋浦地区及び坂地区にも可能な範囲で延伸をいたしました。

平成21年度には、坂町循環バス事業の継続運行とバス車両の長寿命化のため、新規にバス1台を購入いたしました。

今年度は、財政負担の軽減と将来的な坂町循環バスの継続運行につなげるため、坂町循環バス検討委員会に外部機関からオブザーバーとして有識者を招き、外部からさまざまなアドバイスを受けたいと考えております。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約をしたリサイクルセンター坂を拠点として、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱を防止につきましては、地域環境の美化推進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、坂町環境美化の推進に関する条例を制定し、啓発に努めているところですが、今後も引き続き、町民、事業者、関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを推進してまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う熱分解ガス化溶融炉を導入した安芸クリーンセンターで、広域処理体制による可燃ごみ処理の適正化・効率化をいたしております。

安芸クリーンセンターは、平成14年12月の施設の本格稼働から12年が経過していることから、安芸地区衛生施設管理組合では、既存施設の性能を維持しつつ長寿命化を図るという国の指針、本町を除く安芸郡3町からの長寿命化による存続要望、そして財政負担の軽減やより一層の地球温暖化対策等からも、国の支援制度を活用した長寿命化の取り組みを推進することといたしております。

本町といたしましても、この趣旨にのっとり、関係者の御理解、御協力をいただきながら、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携いたし、既存施設の長寿命化に取り組んでまいります。長寿命化に係る工事期間につきましては、稼働しながらの改修

となることから、今年度から平成29年度までの3カ年を予定しております。

環境問題につきましては、地球温暖化防止、二酸化炭素の排出削減を推進するため、全世帯に配布をしましたマイバッグを活用していただき、引き続きレジ袋の削減に努めてまいります。また、町内に設置している外灯につきましては、引き続き、蛍光灯からLED照明への取りかえを進めてまいります。

将来の世代に良好な環境を継承するため、昨年度策定をしました環境基本計画に基づき、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託をしたことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への絶対的消防力が強化されました。

広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、坂町地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

特に、昨年、広島市という大変身近なところで発生した大雨土砂災害で多くのとうとい人命が失われたことに鑑み、現在、有識者を交えた検討委員会を設置し、近年頻発する土砂災害から町民の生命・身体を守ることを第一に、本町の現状に即した避難勧告等の判断基準の見直しに取り組んでおります。

いつ発生するかわからない災害から生命・身体を守るためには、「公助」だけでなく、「自助」・「共助」のもと、地域が支え合い助け合う体制づくりが大変重要でありますことから、地域の防災力を高めるための役割を担う地域防災リーダーを養成する講座を昨年度から実施いたしており、この取り組みが自主防災組織の活性化につながればと考えております。

災害時の情報連絡、行政事務連絡及び観測データの情報収集・伝達を目的とし、人工衛星を利用した広島県総合行政通信網が整備されたことにより、即時に映像での災害時の状況が国・県・市町間で共有でき、迅速な支援体制の構築や的確な対策の実施が可能となっております。

また、デジタル方式へ更新された防災行政無線は、全国瞬時警報システム（J-A

LER T) を装備し、大規模地震発生時や各種武力攻撃における緊急情報を瞬時に提供することが可能となっております。

昨年完成した Sunstar Hall は、災害時には一度に 1,500 人が避難できる坂町中心部の災害避難場所として、また、平時には体育・文化としても活用できる施設であります。南海トラフ巨大地震等、大規模災害に備えるための備蓄倉庫や自家発電等、坂町の防災拠点となる施設として位置づけております。さらに、本年度は太陽光発電及び蓄電池を設置し、災害時に備えてまいります。

平成 23 年度から実施をしております「大雨土砂災害」、「地震・津波災害」の避難訓練では、災害時での避難場所の確認や避難経路を地域の方々とともに検証するなど、全町民を対象に、より安全で適切な避難方法を確立することを目的に、継続して実施をしております。

また、本年度は大規模な災害の発生を想定した実践訓練として、防災関係機関、町民及び行政が一体となって緊密な連携体制を構築するための総合防災訓練を実施することとしております。

これからも本町の実情に即した防災対応訓練を実施し、町民の生命と財産の保護のため、体制強化に努めてまいります。

災害時要援護者避難支援制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員、児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みを、地域の皆様とともに築いてまいります。

防災対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き広島県に要望してまいります。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、広島県において、より事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、工事用道路の設置に着手をしております。今後も本体工事の早期着手に向け、広島県に要望してまいります。

また、土砂災害防止法の改正を受け、広島県が平成 27 年度以降、5 カ年で急傾斜地の崩壊、土石流等について土砂災害警戒区域の指定のための調査を実施します。

台風などによる沿岸部の越波対策について、横浜海岸のうち、横浜東 1 丁目の町護岸及び横浜小学校付近の県護岸のかさ上げ等、海岸線の整備は、広島県が国庫補助事業として工事を実施し、完成をいたしました。

離岸堤の設置につきましては、4基のうち、昨年度までに3基が完成しており、残り1基の早期完成に向け、広島県や国に強く要望してまいりたいと考えております。

防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりを推進していくため、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、平成23年度には坂町暴力団排除条例を制定いたしており、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている広島県警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせ、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備にあわせて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

近年、情報通信技術の進展や高齢化など、社会情勢が大きく変化する中で、消費者を取り巻く環境も多様化し、多くの高齢者を含む消費者トラブルが増加をしています。

このような状況の中、地域住民が日々安心して暮らせるよう、消費生活相談窓口を通じて、消費生活の苦情相談に対する助言、あっせん、情報提供等を実施し、町民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図るため、継続して消費者行政に係る相談体制及び啓発活動の維持・強化に取り組んでまいります。

3、生きがいを創り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送ることが重要です。少子高齢化が進展する中、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進してまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画である第2次健康さか21に基づき、保健センターを拠点に、健康教育・健康相談・訪問指導・ウォーキングを中心とした運動教室の開催など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、安心して出産や子育てのできる町を目指し、引き続き、町独自の事業として、

不妊治療と不育症治療を受けている方への治療費の助成を行うほか、乳幼児への家庭訪問の強化や育児相談、母親学級の開催など、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度をめどに、本町の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を目指し、第6期介護保険事業計画に基づく在宅医療・介護連携の推進や認知症総合事業などに取り組んでまいります。

また、小規模特別養護老人ホームにつきましても、早期に運営開始ができるよう、引き続き整備への支援を行うとともに、介護予防としてウォーキングにみずからが取り組んでいただけるよう、今年度は65歳になられる方に万歩計を配布してまいります。

福祉医療費助成事業につきましては、重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児等医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の医療費の一部負担金を平成24年度から減額をいたし、対象となる利用者の負担軽減を図っております。

また、障害者福祉につきましても、坂町障害者計画・坂町障害者福祉計画により、障害のある人もない人も、誰もが家庭や住みなれた地域の中で、ともに生活が送れるように障害者福祉サービスの計画的な提供を進めてまいります。

近年、ますます多様化をしております福祉サービスの提供につきましては、福祉事務所を中心に相談支援体制や就労支援体制を充実し対応してまいります。

少子化や核家族化の進行により、子育て支援に対するニーズが多様化している中で、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図るため、坂町子ども・子育て支援計画に基づき、全ての子供が心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

本年度は二つの町立保育所の民営化し、全ての保育所が民間の運営となりますが、今後も保護者に信頼される保育園づくりに努めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、学校、保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境づくりに努めてまいります。

児童虐待防止については、引き続き、広報、啓発や体制強化を進めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより、意識啓発や地域における環境づ

くりを推進してまいります。

4、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人ひとりが夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人ひとりが、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、生きる力を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

昨今、個人主義的風潮が強まり、社会全体のモラルの低下や少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など、社会構造の急激な変化が子供たちの心に深く影響をもたらしています。

また、非行の低年齢化・凶悪化が進むとともに、いじめが社会問題になっていることなど、憂慮すべき状況となっています。

このような中で、21世紀を担う子供たちが夢や目標を持って将来へ向けて羽ばたける社会、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造していくために、学校教育の果たす使命はさらに重要となっています。

このため、学校においては、子供たち一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするため、志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来、自立した社会人として活躍できるような人づくりのため、子供たちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進してまいります。

とりわけ、徳の部分においては、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

本町における人間の尊厳にかかわる問題等の施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携をとりながら、行政施策の推進を図ってまいります。

国際化、グローバル化がますます進展する中、子供たちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、英語になれ親しませる学習を本年度も引き続き実施してまいります。また、小学校5・6年生では、学習指導要領に示されている外国語活動を引き続き実施し、充実してまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標を踏まえ、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き、外国語指導助手により、コミュニケーション能力の向上を図る教育を充実してまいります。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進してまいります。

児童生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するため、施設の耐震化をあわせた教育環境の向上を図るための改修及び環境負荷の低減効果が期待される太陽光発電システムの導入などを推進してまいりました。

その結果、小中学校4校の整備が完了し、全ての学校施設の耐震化が図られたとともに、校舎等の改修整備により教育環境の向上が図られました。

既に完了している学校施設の耐震化及び改修整備につきましては、今後も施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震、津波などによる災害から児童生徒の身を守るため、定期的な避難訓練の実施や町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させてまいります。

また、太陽光発電システムを導入した小学校においては、本年度も引き続き環境教育を実施し、子供たちが環境についての理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動がとれるよう、環境問題についての学習を推進いたし、中学校においても、小学校での学習の成果を踏まえ、継続的、発展的に環境学習に取り組んでまいります。

さらに、学校への指導の充実強化を図るため、引き続き、指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる」また「日本の将来を担う人になる」という夢や希望を持つことができる教育を推進してまいります。

心の豊かさや、生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指してまいります。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも、地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて、気軽に学習

活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

昨年開館をいたしましたSunstar Hallは、災害時における坂地区中心部の災害避難場所として位置づけ、地域住民の安全確保に努めるとともに、スポーツ・文化・コミュニティーなど多様な機能を有する町民の交流拠点として積極的な活用を図ってまいります。

子供たちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、放課後子どもプラン等の充実に努めてまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き資料の充実に努め、子供への読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供するとともに、図書館利用者の利便性の向上を図るため、平成26年1月より、図書館の利用者に限り、図書館隣接の坂駅南口自転車等駐車場を無料で御利用いただけることといたしました。今後も、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであります。特に新しく住民になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。

このため、学校教育の中で、スポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践し、高校生・大学生ひいては社会人となっても、活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及び坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

今後におきましても、指導者の育成と確保に努め、坂町教育委員会と連携し、スポーツ・文化の振興を図ってまいります。

また、これからの時代に活躍する子供たちへ、私たちが歩んできた道を正確に残すことにより、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行をいたしました、坂町史4編の普及・活用に努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座や、町内に

在住する外国人との交流講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

また、これまでの取り組みを生かし、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で大切なみずからの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心を育ててまいります。

5、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、また、イノシシ等による農作物の被害など厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられる第二の人生として農業に興味のある方を始め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続きイノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会や特産品開発に係るムラサキムギの栽培、その他レクリエーション農園、農産物品評会などへの取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。また、町木である梅の推奨に努めてまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は本町の唯一の地場産業といえるもので、森山北漁業基地を拠点に近代的な施設での操業が行われております。

しかしながら、現在設置している浮き消波堤が老朽化し、波の影響により森山北漁業基地内の静穏度が確保されず危険なため、安全に操業ができるよう一文字防波堤への改修について、広島県で検討を進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携を密にし、商工業の振興に努めてまいります。

また、地域経済の活性化及び居住環境の向上、住宅の長寿命化の促進のため、町内の建築事業者等を活用して、自己の所有する自宅のリフォーム工事を行う方に対し、住宅リフォーム補助事業を昨年度に引き続き実施いたします。

広島県が整備した全区間1,200mの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を生かした活動的なレクリエーションと人々の触れ合い

の場として、町内外から多数の方々の利用をいただいております。引き続き、ビーチでの各種イベントも支援してまいります。

また、年間を通じた施設の有効活用及び利便性の向上を図るため、イベントなどの情報案内板、わかりやすい施設サイン、休憩施設を広島県において、その改善に取り組んでいただいております。本町といたしましては、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について、引き続き広島県等の関係機関へ働きかけてまいります。

6、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自律性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援をしながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

今後も安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関係事業など、商工会等の関係機関と連携し、事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の最新情報をホームページ等で発信しておりますが、内容をより一層充実させ、さらなる身近な行政を目指します。

平成27年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

私は、町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様を初め、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と

工夫のもとに、地に足がついた政策を着実に推進をしてまいる所存でございます。

議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成27年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 1時57分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11「平成27年度教育行政方針」を議題といたします。

平成27年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「平成27年度教育行政方針」を表明いたします。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等にのっとり、教育行政を推進してまいります。

学校教育では、坂町の将来を担う子供一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするために志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来「自立した社会人」として活躍できるような人づくりに努め、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。

生涯学習では、子供から大人まで、町民一人ひとりが、みずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民同士のきずなや交流、連携を大切にしながら、人が輝くまちづくりを進めます。

そのために、地域での活動を町のみずからが主体的に参画、展開できるよう支援するとともに、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的

な生涯学習の推進に引き続き努めます。

とりわけ、道徳心の高揚につきましては、学校教育、生涯学習を通じて、人と人とのつながりを大切にし、家庭・学校・地域が一体となって、取り組むことができるよう努めます。

〈学校教育〉

項目の順番については見直しを図っております。

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

人として正しく生きるための魅力ある道徳教育を推進し、一人ひとりの児童・生徒が夢や希望を育み、未来に向けてみずからの人生を切り拓いていくことのできる力を身につける教育に努めます。

とりわけ、相手に対する挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し、生活することのできる「節度」については、これらを児童・生徒の学ぶ姿勢の礎と捉え、全ての教育活動を通して育成してまいります。

特に、小・中連携教育を推進し、9年間を見通した教育内容の充実に取り組みます。

また、地域・保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動、郷土の伝統や文化に親しむ活動などの豊かな体験を通じて、児童生徒の内面に根差した道徳性を育み、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造し、美しい坂町の自然を大切に、郷土を愛する子供の育成を図ります。そのために小学校社会科副読本「私たちの坂町」を改訂し、新たな郷土の魅力を紹介します。

「子どもたちは私たち大人の姿を見て育つ」と言われているように、大人みずからが範を示しながら、児童生徒の育成が図られるよう、保護者や地域の皆様が一体となった取り組みの充実に努めます。

～確かな学力の向上を図ります～

広島県「基礎・基本」定着状況調査等の結果によると、各学校ともに、基礎学力はおおむね定着しています。今後は、結果で明らかになった教科や領域ごとの成果や課題を踏まえ、さらに学力の向上を図り、わかる授業を展開するために指導内容・指導方法等の改善を進め、年間指導計画をより一層充実し、個に応じたきめ細かな指導を展開します。

このため、授業研究を積極的に行い、教師個々の指導力向上を図るとともに、指導

内容の充実や少人数指導、ティーム・ティーチング、習熟度別学習など、指導方法の工夫改善に努め、児童生徒の基礎学力の確実な定着を目指します。特に、中学校においては、引き続き、非常勤講師を配置し、指導の充実に努めます。

また、児童生徒の学習意欲を高め、学習習慣を確立するために、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図るとともに、夏季休業期間等に、基礎・基本が定着していない児童生徒に対して、一人ひとりの学力に応じた個人指導や学力補充を行うなど、基礎学力の向上に努めます。

さらに、知識や技能を活用し、問題を解決できる児童生徒の育成のため、算数、数学、理科の学習においては、反復による指導や観察・実験、課題発見・解決学習を充実させるなど、理数教育の充実に取り組みます。

～ことばの教育を推進します～

ことばは知的活動だけではなく、コミュニケーションや感性の基盤でもある重要な力です。

この「ことばの力」を身につけさせるため、教育活動全体で「ことばの教育」を展開してまいります。

各教科等においては、記録・要約・説明・論述といった「言語活動の充実」を図ることにより、さらに「ことばの力」を高め、各教科等のねらいである思考力・判断力・表現力等の育成を効果的に図ります。

また、読書の習慣化を図るとともに、児童生徒が落ちついて学習に集中できる環境づくりに資するため、「朝の読書」活動を一層充実します。このため、図書館司書の活用など、学校図書の実用を図るとともに、図書館へ児童生徒向け図書の計画的な整備を進めます。

～生徒指導上の諸問題対策を推進します～

不登校やいじめ問題を初め、生徒指導上の諸問題の解決を図るために、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導体制の確立やスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実に努めます。

また、児童生徒が決められたルールを守る中で、みずから行動を選択し、その行動に責任を持つことや、一人ひとりがかげがいのない存在であること、互いに尊重し共感的に理解しあう人間関係づくりに留意した授業づくりを進めるとともに、子供や保護者の立場に立ち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童生徒理解を進め、生徒指導

上の諸問題の未然防止に努めます。

特に、いじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校においては、いじめ問題の早期発見、早期対応に努め、問題の悪化を防止して解決に結びつけるための取り組みを推進してまいります。

～体験活動を推進します～

集団宿泊活動など豊かな体験活動を通して、児童生徒の人間性や社会性を育てる教育を推進します。特に、小学校においては、3泊4日の長期の集団宿泊活動や夏季休業中の「サマースクール」を実施し、家庭や地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。

～体力・運動能力の向上を図ります～

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素です。

坂町の児童生徒の体力・運動能力の状況については、体力・運動能力調査の結果によると、全体的に改善の傾向にあるものの、広島県や全国の平均を下回っている種目も残っています。

そのため、各学校では、調査結果を踏まえ、体力づくり改善計画を作成し、小学校体育や中学校保健体育の授業を初め、学校教育活動全体の取り組みの工夫改善を進め、児童生徒の体力づくりを計画的に推進してまいります。

～食育を推進します～

朝食をとらない子供や偏った過剰な栄養摂取による生活習慣病の増加など、次世代を担う子供の新たな食に関する健康問題が課題になっています。

「食」は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものです。そのため、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育の推進が求められています。

特に、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

このため、栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用を初め、学校、家庭、地域が一体となって食育が進められるよう努めます。また、食物アレルギーの

児童生徒に対しては、対応食を提供するとともに、事故を防ぐための教職員研修等を実施します。

～教職員の資質・指導力の向上を図ります～

学校が、その教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、専門職としての知識や能力と、教育への情熱を持った人材の育成に努めます。

教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

～国際化、グローバル化に対応した教育を推進します～

坂町で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「坂町」を語り、地域の人々、世界の人々と協働して新たな価値を生み出すことのできる人材の育成を目指します。

そのため、我が国や郷土の伝統や文化を正しく理解し、日本国民としての自覚と誇りを持った児童生徒を育成してまいります。

国旗・国歌を尊重する精神を育成し、そのことが国際的礼儀であることを理解させ、お互いを尊重する心と態度の育成を図るとともに、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承し発展させる意欲を持った児童生徒の育成に努めます。

また、国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、1年生から4年生までは英語になれ親しませる学習を、また、5・6年生では小学校学習指導要領に示されている外国語活動を、引き続き実施し充実させてまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標を踏まえ、聞くことや話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き、外国語指導助手を活用した授業を実施してまいります。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進します。

～特別支援教育を充実します～

児童生徒の自立や社会参加を図るために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

このため、各学校においては、障害のある児童生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な配慮が必要となる児童生徒の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関や専門家等との連携を積極的に進めるとともに、研修の充実に努め、指導内容や指導方法を工夫改善します。

～キャリア教育を推進します～

今日の厳しい経済情勢や産業・経済及び雇用の構造的変化に伴い、学校生活から職業生活への円滑な移行が難しい状況が生じているため、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせる教育の充実が求められています。

このため、家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子供の勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の充実に努めます。

中学校においては5日間の職場体験活動を実施し、働くことへの関心・意欲を高めるとともに、キャリアノートの活用を通して、小・中・高等学校の校種間連携を進めます。

～環境教育を推進します～

地球温暖化や自然環境の破壊を初めとした環境問題は、緊急かつ重要な課題となっています。

豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが重要であり、特に、21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要です。

このため、太陽光発電システムを導入した小学校においては、子供たちが環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、社会、理科、家庭科などの教科や、道徳の時間、特別活動における環境にかかわる内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間において、環境問題についての学習を展開してまいります。

また、中学校においても、小学校での環境教育の成果を踏まえ、継続的・発展的に環境教育に取り組めます。

～情報化に対応した教育を推進します～

急速な高度情報通信社会の進展に伴い、情報化に対応した教育が求められています。このため、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度などの情報活用能力を、児童生徒の発達段階に応じて身につけさせる教育を進めます。

その際、情報を扱う際のルール・マナーや危険回避などの安全面についての指導など、児童生徒が情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度を育てることに努めます。

また、各学校に整備した情報機器を各教科等の指導手段として有効活用し、学習効果を高めます。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

近年、不審者による事件・事故等が発生し、本来、児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所であるべき学校等が、必ずしもそうとは言えない状況となっています。

このため、各学校では、不審者対策等として、学校内外における緊急時の危機管理マニュアルの作成、集団・複数による登下校、防犯ブザーの携帯、子ども110番についての周知徹底、安全マップの作成、学校内での不審者の侵入を想定した避難訓練の実施など、事件の未然防止に努めてまいります。

既に完了している学校施設の耐震化及び改修整備については、今後も、施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、定期的に避難訓練を実施し、また、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させます。

さらに、緊急時一斉メール配信システムの活用を進め、気象に関する警報発令時など、自然災害発生時等の児童生徒の安全確保にも努めてまいります。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが重要です。

そのため、各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページ等により、積極的に学校の情報を発信するとともに、地域人材を活用した授業の実施や、地域の行事への積極的な参加など、児童生徒と地域住民等の交流機会の充実を図り、保護者や地域住民等から理解と協力を得るよう努めてまいります。

このほか、広島教育の日に合わせて実施する「学校へ行こう」週間、「開かれた学

校づくり」を推進してまいります。

～学校経営基盤の強化に努めます～

望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度・人事評価システムや学校評議員制度等の充実、校務既定の整備等を図り、校長を中心として、教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。

特に、指導主事の配置により、教育内容や指導方法についてなど、課題に対応した研修の実施、学校の教育計画及び実践に係る指導助言、学習効果の評価等の強化を図り、専門性や技能を発揮し、自分の授業に誇りを持った教職員の育成に努め、学校教育の充実を図ります。

〈生涯学習〉

～学習機会の提供に努めます～

町民一人ひとりが心豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。

特に、子供たちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を発揮しながら連携を深め、地域で子供を育てる環境づくりを推進し、親子のふれあいを大切にしたい授業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を行いつつ、子供たちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者を初めとする幅広い世代の方々が、その経験を地域社会で発揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生きがいの持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

～生涯学習環境の整備を推進します～

人生80年時代という高齢化社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、常に自分自身を育てていくことが大切です。

また、科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることも必要です。

このような状況のもとで、多様な学習ニーズに応えるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

昨年度開館いたしましたSunstar Hallは、坂地区における非常災害時に町民の安全確保を図る防災拠点として整備しております。

また、通常時には各種スポーツの公式競技会を開催できるアリーナを初め、芸術鑑賞、コンサートなどを開催できるステージや、千席を越える観客席を有し、スポーツ、芸術、文化といった多様な活動が可能な施設として整備いたしました。

この施設が町民に親しまれ、町民の新しい交流拠点として活用され、生涯学習社会の実現につながるよう利用促進に努めます。

～図書館の読書活動を推進します～

図書館は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実等のために果たす役割が大きいものがあり、引き続き、町民の学習や情報拠点施設として、図書の実と読書の普及に努めてまいります。

子供の読書活動については、坂町子ども読書活動推進計画に基づき、読書に関する講座や絵本の読み聞かせの開催など、楽しみながら自主的に読書に親しむ環境づくりを目指すとともに、推進計画の改善を図ってまいります。

また、関係機関と連携を図りながら、乳児期から思春期まで各時期に合った情報提供や、子供向け行事などのさらなる充実を努めます。

近年、各年齢を問わず活字離れがふえ、読書への興味が薄れてきている状況にあり、学習・調査研究を支援するレファレンスサービスの充実や、音声・拡大読書機の設置、特に平成26年1月から実施した図書館利用者の坂駅南口自転車等駐車場利用の無料化など、利用者に応じた図書館サービスに努め、町民の皆様が気軽に利用できる親しみやすい図書館づくりを目指します。

県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸出サービスにより、坂町立図書館で貸し出し・返却が可能です。これらのサービスの啓発に努め、貸し出しの利用促進を図ります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく、講座参加者が継続して活動ができるよう自主グループの育成・支援を進め、グループ活動の活性化を図ります。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通して健康で心豊かな日常生活を送り、生涯にわたって活動できるスポーツライフを実現するために、各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの人にスポーツに親しんでもらえるようスポーツのさらなる普及活動を展開します。

特に、子供の体力の低下傾向が指摘される中、家庭・学校・地域が連携して子供が積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

また、健康の維持増進や、コミュニティー活動の促進を図るウォーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して、坂町悠々健康ウォーキング大会等を開催します。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町スポーツ推進委員及び坂町体育協会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力の育成に努めます～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心がふれあう社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が範を示して子供の教育に当たることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実を図ります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張等への参加を促進するなど、あらゆる機会を通して、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

～放課後子どもプラン等を充実します～

核家族化や少子化の進む現状において、子供たちが放課後や週末等の自由な時間を安全・安心に活動できるよう、地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室」や、町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」のさらなる充実に努めます。

事業を推進していく上で重要となる地域のボランティアについては、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

一方、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」につきましては、定員数や職員の資格

等の基準を定め、生活環境の向上に努めるとともに、放課後子ども教室と連携を図り、安全で健やかな生活の場を提供することにより、児童の健全育成と子育て支援の充実に努めます。

～芸術・文化活動の振興に努めます～

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となります。

そこで、芸術・文化を大切にする社会の実現を図っていくために、町民センターを初め、小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動がより一層活発に推進されるよう努めます。

また、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、芸術・文化活動の活性化を図られるよう、情報の提供及び発表の場や参加する機会の拡充を図ります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めます。

～町史の普及・活用に取り組みます～

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された4編の町史を活用して、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開し、継続的に坂町史の普及啓発活動に努めてまいります。

また、町史編さん事業に伴い収集した資料を町民に広く公開し、町民がより一層郷土に対する認識を深め、郷土に誇りを持つよう、歴史資料の保存と活用に努めます。

～国際交流の推進に努めます～

21世紀を担う青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成を目指します。

そのために、幼少期から英語になれ親しむための英語講座や、幅広く町民が参加できる語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

最後に、厳しさを増している町財政の中で、町当局の教育行政に対する温かい配慮に感謝し、その期待に応えるために、より一層の努力を傾注して、坂町教育の向上発展のために邁進いたします。

今後とも議会の皆様を初め、町民の皆様の温かい御理解と御支援をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、「平成27年度教育行政方針」を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（延会 午後2時48分）